No.33 2010.8.31 働く人なら誰でも http://himejiunion.web.fc2.com/

外国人研修。技能実習制度



2010.8.27 神戸地裁|

ひょうごユニオンが取り組んでいる中国女性3人は、岡山 県美作市の(株)オサカダツールで3年間働きましたが、1年 目は労働法の規制を受けない研修生。しかし、義務付けられ ている日本語研修は無く、その上させてはいけない残業を、 何と時給400円で行わせ、今になって「勝手に自主研修し た。食事補助を支払ったから未払いは無い」と開き直ってい ます。この研修制度を悪用して、オサカダツールは一体どれ ほど不当利益で私腹を肥やしたのでしょうか。

中国女性は『姫路ユニオン・ミニ派遣村』入村、ひょうご ユニオンで未払い賃金を取り組み中です。

外国人研修・技能実習制度は、1991年に法務・外務・厚生労働・ 経済産業・国土交通の5省共管の公益法人として設立された、 国際研修協力機構(JITCO)を窓口とする制度です。

建前は「日本で研修を受け母国に帰って技術を継承していく もの」ですが、実態は法違反・人権無視で働かせる中小零細企 業延命の制度になっています。今年7月1日施行の新制度につ いても、この点は基本的に同じと言えます。

まさに派遣法と並んで、日本で働く労働者の労働環境を引 き下げ、社会からの疎外、差別・貧困を助長する制度です。

私たちはこの両制度・法律を廃止し、日本で働く労働者の 権利を憲法通りにキチンと保障し、差別の無い労働環境・社



解雇予告手当も支払わない I 会社に対して、Mさんは姫路ユニオン に加入して少額訴訟に取り組みました。姫路ユニオンはプロジェクト チームを作り、代理人無しの自前の訴訟を取り組み、姫路簡易裁判所 に続き、控訴審の神戸地裁でも、8月27日に勝利の「判決」を得、 最終の「確定」も時間の問題と言う所まで来ました。